

訪問看護ステーション 運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、株式会社メディエスが設置する訪問看護ステーションラーレ（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、一般疾患と精神疾患の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

第3条 (事業の運営)

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条 (事業の名称及び所在地)

- (1) 名称：訪問看護ステーション ラーレ
- (2) 所在地：富山県砺波市豊町2丁目13-15 Kビル 2階

第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、従業員に対して法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（管理者含む）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。但し、訪問看護計画書及び報告書の作成については准看護師を除く看護職員が行わなければならない。
- (3) 事務職員 1名以上

第6条 (ステーションの営業日及び営業時間)

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、会社の定める休日を除く。また利用者の緊急時にはこの限りではない。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
但し、必要に応じて上記の時間以外においても利用者やその家族への対応を検討する。

第7条 (訪問看護の利用時間及び利用回数)

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

第8条 (訪問看護の提供方法)

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第9条 (訪問看護の内容)

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 精神疾患の方の訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

※かかりつけの医師が必要と認めた方が対象。

(疾患例：統合失調症／双極性障害／非定型精神症／神経症／アルコール依存症／その他精神疾患全般)

- ア) 医師の指示による医療処置
- イ) 対人関係・日常生活の支援
- ウ) 思いや訴えの傾聴
- エ) 服薬の管理・確認
- オ) 受診の促し
- カ) 精神症状の観察 (悪化の早期発見・対応)
- キ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
- ク) リハビリテーション
- ケ) 医師の指示による医療処置
- コ) その他

第10条（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第11条（利用料等）

ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書等の文書により説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方には2～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

第12条（通常業務を実施する地域）

ステーションが通常業務を行う地域は、砺波市、南砺市、小矢部市、高岡市、その他周辺地域とする。但し、これ以外の地域も相談に応じる。

第13条（相談・苦情対応）

- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 苦情に関しては、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。また市町村等から求めがあった場合は、改善の内容を報告する。

第14条（事故処理）

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第15条（虐待の発生又はその再発防止）

- 1 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第16条（その他運営についての留意事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(附則)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。